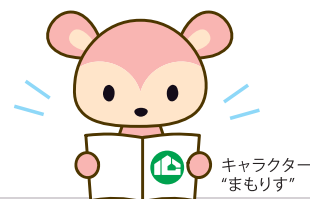


まもりすまい 延長保険

保証期間延長瑕疵保証責任保険



商品内容のご案内

<点検 + メンテナンス工事>で 安心をプラス!

お客様に長く安心していただくための5つのポイント

プラス安心

1

補修費用が
保険でカバー
されます

プラス安心

3

5年プランと
10年プランが
選べます

プラス安心

2

第三者による
現場検査を
実施します

プラス安心

4

保険金
支払限度額が
選べます

プラス安心

5

万一の倒産時には
保険金を
住宅所有者様へ

安心が長続き
するわね



住宅所有者様



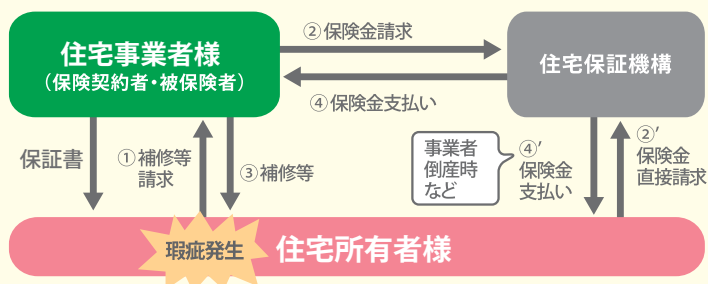
安心を、ささえる。未来へ、つなく。

住宅保証機構



まもりすまい 延長保険の しゅくみ

住宅事業者様が、新築住宅の引渡しから10年を経過する住宅の点検等を行い、住宅所有者様に対し保証書により約定した瑕疵保証責任を履行した場合に、その補修費用等について保険金をお支払いします。



保険をご利用できる住宅事業者様・保険対象となる住宅

① 保険をご利用できる住宅事業者様

- まもりすまい保険 (新築住宅瑕疵保険) の事業者届出をされている住宅事業者様

② 保険対象となる住宅

- 2000年4月1日以降に新築住宅として引き渡された一戸建住宅および共同住宅等^{※1}で新築住宅の引渡し日から、10年を経過する住宅^{※2}
 - ※1: 延床面積が500㎡未満でかつ階数が3以下(地階を含みます)の共同住宅等(小規模共同住宅等)に限ります。
 - ※2: 新築後15年以内の住宅に限ります。(ただし、平成27年度に保険申込を受付けた物件に限り16年以内)

保険金のお支払い対象

お支払い対象となる損害

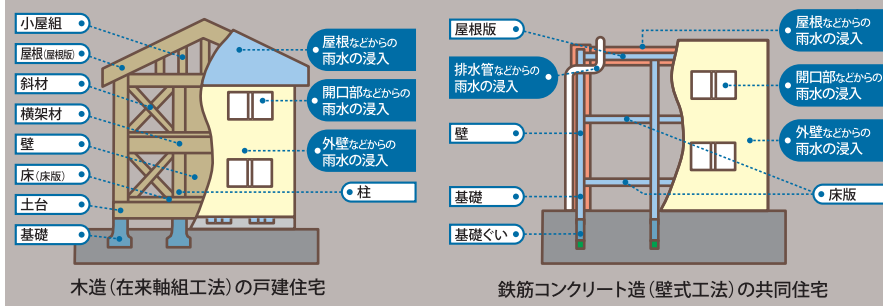
- 保険加入時点における基本構造部分の隠れた瑕疵に起因して、以下に掲げる事由により、住宅事業者様が住宅所有者様に対し保証書により約定した瑕疵保証責任を履行した場合に保険金をお支払いします。

| 保険金をお支払いする主な事由 |
|--|
| 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと |

- 万が一、住宅事業者様が倒産等により瑕疵保証責任を履行できない場合には、住宅所有者様に対して直接保険金をお支払いします。
- 特約の付帯により、以下についても保険金のお支払い対象とすることができます。なお、お申込みのプランによって、付帯できる特約が異なります。

保険金のお支払い対象となる基本構造部分(例)

住宅品質確保法に基づき定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります



| 特約を付帯することによりお支払い対象となる部分 | 支払対象となる事由 | 保険期間 | お申込み可能なプラン |
|-------------------------|-----------------------|------|--------------------------|
| 給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備 | 通常有すべき性能または機能を満たさない場合 | 5年間 | 10年延長プラン 5年延長プラン【1回目】 |
| メンテナンス工事と同時に内装・設備工事 | 社会通念上必要とされる性能を満たさない場合 | 1年間 | 10年延長プラン |

※ 特約を付帯する際には、追加料金がかかります。また、住宅によっては、付帯できない場合がありますので、お問い合わせください。

保険金のお支払い額及び限度額等

- 保険金のお支払い額

$(\text{保険の対象となる損害額} - \text{免責金額10万円}) \times 80\%$ ※

※ 住宅事業者様が倒産等の場合 100%

- 保険金のお支払い限度額 (1住宅あたり・保証期間につき)

保険金のお支払い限度額は **500万円、1000万円、2000万円** のうちご希望により選択が可能です。

- お支払いの対象となる費用

● 補修費用 ● 調査費用 ● 仮住居・移転費用



お申込みプラン

この保険は、メンテナンス工事の時期により**3種類のお申込みプラン**があり、プランにより保険期間等が異なります。

①10年延長プラン

新築後10年を満了する日から遡って1年以内にメンテナンス工事を実施する場合にご利用いただくプランで、保険期間は10年間です。

②5年延長プラン【1回目/2回目】

現況確認検査の結果、新築後10年以内にメンテナンス工事を必要としない場合にご利用いただくプランで、保険期間は5年間（5年延長プラン【1回目】）です。また、新築住宅の引渡しから11年目から15年目までの間にメンテナンス工事が実施されると、さらに5年間、保険期間を延長（5年延長プラン【2回目】）することが可能です。

| お申込みプラン | メンテナンス工事の時期 | 保険期間 | 保険期間イメージ |
|--------------|-----------------------|------|---|
| 10年延長プラン | 新築後10年を満了する日から遡って1年以内 | 10年間 | |
| | | | <p>【新築後10年を経過した日以降にメンテナンス工事を実施する場合】</p> <p>新築後10年を満了する日から5年以内*にメンテナンス工事を実施 *平成27年度に保険申込を受付けた物件に限り6年以内</p> |
| 5年延長プラン【1回目】 | 新築後11年目から15年目までの間 | 5年間 | |
| 5年延長プラン【2回目】 | 新築後11年目から15年目までの間 | 5年間 | |

◎ 新築当時にご加入いただく「住宅性能保証制度」及び「まもりすまい保険」では免責となるメンテナンス工事部分も、延長保険の保険対象となります。

◎ 5年延長プラン【1回目】の保険期間中に行うメンテナンス工事部分は、5年延長プラン【2回目】のお申込みがあることを条件に保険対象となります。

《メンテナンス工事について》

- 住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険現場検査基準（現場検査基準）」に適合しない箇所については、同じく、住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険設計施工基準」に基づき、メンテナンス工事を必ず実施してください。
- メンテナンス工事を行う際は、防水上の観点から、現場検査基準に適合している場合でも、以下【必須となるメンテナンス工事】を併せて実施してください。

【必須となるメンテナンス工事】

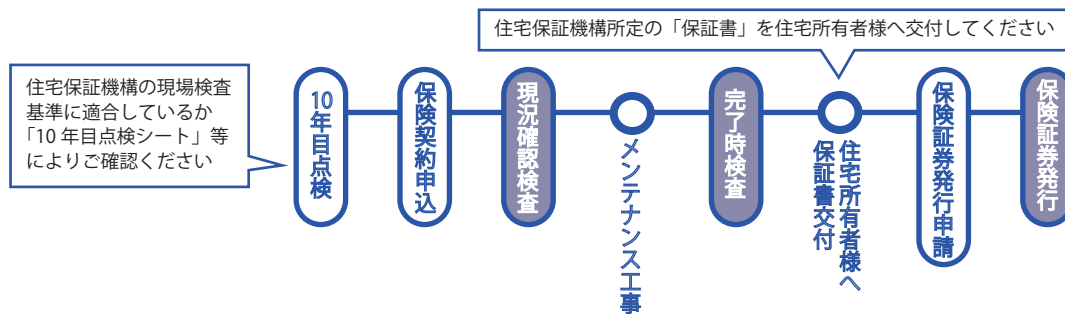
以下の①～④の工事を全て実施してください。

- ①各部シーリング工事 ②屋根の板金部分の表面塗装工事（金属屋根の場合は屋根全面）
③外壁全面の表面塗装工事 ④木製サッシ・木製部材の塗装工事



10年延長プラン

① お申込手続きの流れ



② 保険期間と保険開始日

| | |
|------|---|
| 保険期間 | 保険開始日 |
| 10年間 | ● 住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の「保証開始日」を保険開始日とします。 |

③ 現場検査(木造及び小規模RC造等で建物階数3以下の場合)

| 実施する現場検査 | 実施する時期 | 概要 |
|-----------------|-------------|---|
| ① 現況確認検査 | メンテナンス工事実施前 | 住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準」に適合しているか確認します。 |
| ② メンテナンス工事完了時検査 | メンテナンス工事完了後 | 住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険 設計施工基準」に適合していることを確認します。 メンテナンス工事に構造耐力上主要な部分の新設・撤去を含む場合「施工中検査」を追加して実施します。 |

※ 検査の有効期間…保険申込住宅の保証開始日が、現況確認検査の実施から1年以内である必要があります。

10年延長プラン料金例 (保険料及び現場検査手数料の合計額)

(契約条件) 一戸建住宅、木造、延床面積120㎡、地上2階建て、現況確認検査が書類審査(10年目点検を既存住宅現況検査技術者が実施)の場合

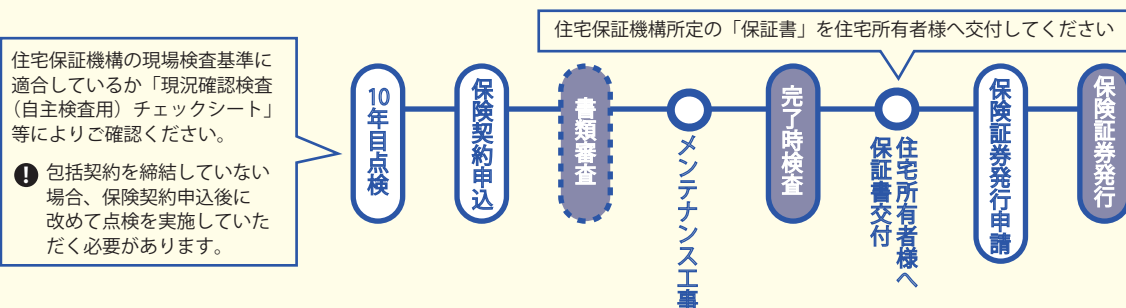
| 保険金支払限度額 | 料金 | | | | | | | |
|----------|-----------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| | 満期住宅適用料金* | | | | 通常料金 | | | |
| | 特約無し | リフォーム特約 | 給排水管路・設備等特約 | 給排水管路特約 | 特約無し | リフォーム特約 | 給排水管路・設備等特約 | 給排水管路特約 |
| 500万円 | 61,230円 | 67,710円 | 66,770円 | 64,600円 | 65,110円 | 71,590円 | 70,650円 | 68,480円 |
| 1,000万円 | 64,100円 | 70,580円 | 70,460円 | 67,950円 | 68,300円 | 74,780円 | 74,660円 | 72,150円 |
| 2,000万円 | 65,130円 | 71,610円 | 71,710円 | 69,110円 | 69,450円 | 75,930円 | 76,030円 | 73,430円 |

※ 満期住宅とは、「住宅性能保証制度の保証住宅」または「まもりすまい保険の保険付保住宅」です。

《現況確認検査を書類審査に代える要件について》

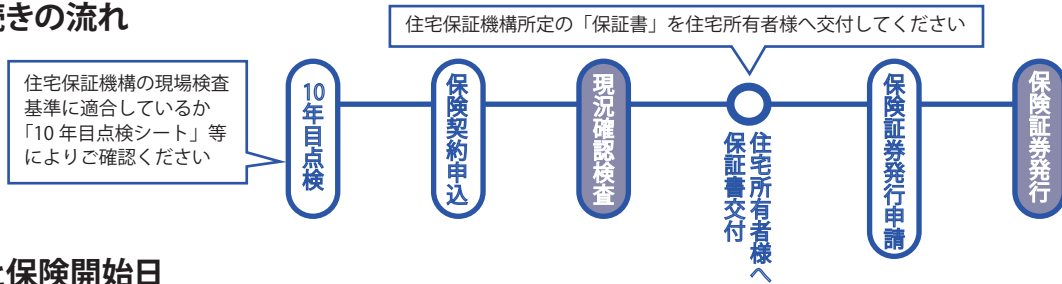
以下の要件を満たす場合、現況確認検査を書類審査とすることができます

- ① 保険申込者が、既存住宅の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分について検査に係る規定を有する
- ② 10年目点検を実施する者が、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会に登録された既存住宅現況検査技術者等である



5年延長プラン【1回目】

① お申込手続きの流れ



② 保険期間と保険開始日

| 保険期間 | 保険開始日 |
|------|--|
| 5年間 | ● 住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の「保証開始日（新築住宅の10年の瑕疵担保責任期間満了日）」を保険開始日とします。❗ 新築後10年の瑕疵担保責任期間満了までに保険加入をしてください |

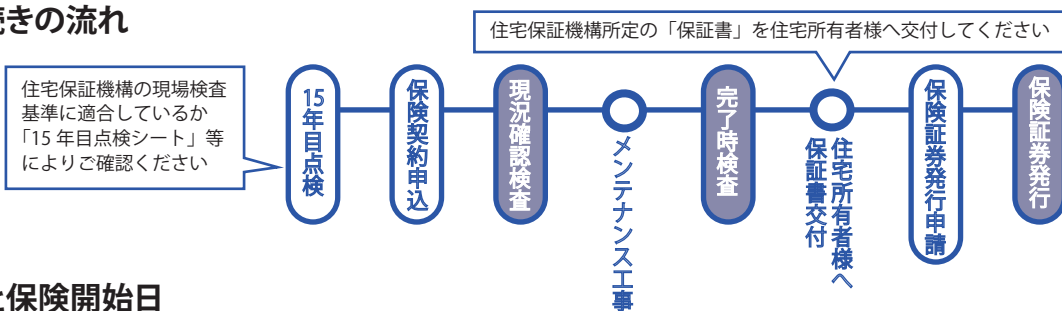
③ 現場検査

| 実施する現場検査 | 実施する時期 | 概要 |
|----------|---------|---|
| ① 現況確認検査 | 保険契約申込後 | 住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準」に適合しているか確認します。 |

※ 検査の有効期間…保険申込住宅の保証開始日が、現況確認検査の実施から1年以内である必要があります。

5年延長プラン【2回目】

① お申込手続きの流れ



② 保険期間と保険開始日

| 保険期間 | 保険開始日 |
|------|--|
| 5年間 | ● 住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の「保証開始日（5年延長プラン【1回目】の保険期間終了日の翌日）」を保険開始日とします。 |

③ 現場検査（木造及び小規模RC造等で建物階数3以下の場合）

| 実施する現場検査 | 実施する時期 | 概要 |
|-----------------|-------------|---|
| ① 現況確認検査 | メンテナンス工事実施前 | 住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準」に適合しているか確認します。 |
| ② メンテナンス工事完了時検査 | メンテナンス工事完了後 | 住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険 設計施工基準」に適合していることを確認します。 メンテナンス工事に構造耐力上主要な部分の新設・撤去を含む場合「施工中検査」を追加して実施します。 |

※ 検査の有効期間…保険申込住宅の保証開始日が、現況確認検査の実施から1年以内である必要があります。

5年延長プラン料金例（保険料及び現場検査手数料の合計額）

（契約条件）一戸建住宅、木造、延床面積120㎡、地上2階建て、現況確認検査が書類審査（15年目点検を既存住宅現況検査技術者が実施）の場合

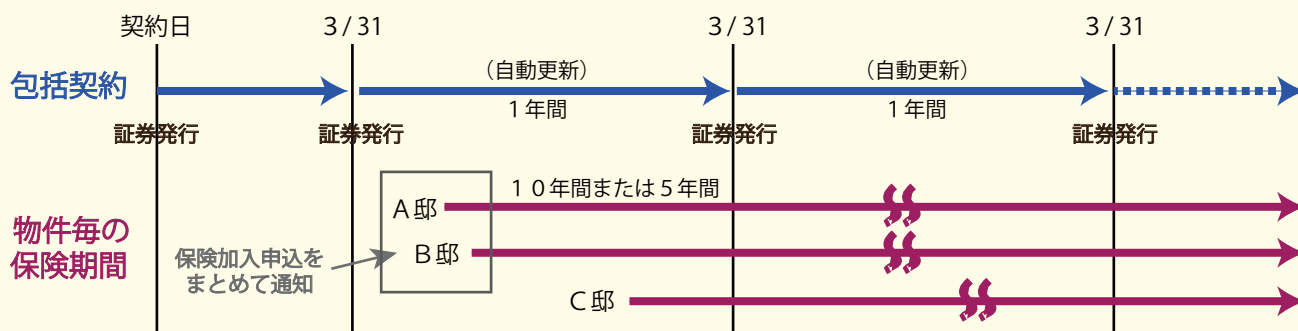
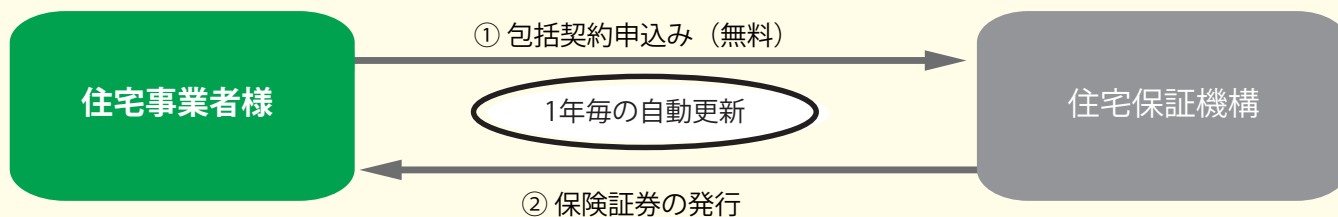
| 保険金支払限度額 | 料金 | | | | | | | |
|----------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|
| | 満期住宅適用料金※ | | | | 通常料金 | | | |
| | 【1回目】 | | 【2回目】 | | 【1回目】 | | 【2回目】 | |
| 特約無し | 給排水管路・設備等特約 | 給排水管路特約 | 特約無し | 特約無し | 給排水管路・設備等特約 | 給排水管路特約 | 特約無し | |
| 500万円 | 30,650円 | 36,190円 | 34,020円 | 46,570円 | 33,140円 | 38,680円 | 36,510円 | 49,060円 |
| 1,000万円 | 32,120円 | 38,480円 | 35,970円 | 48,040円 | 34,780円 | 41,140円 | 38,630円 | 50,700円 |
| 2,000万円 | 32,660円 | 39,240円 | 36,640円 | 48,580円 | 35,380円 | 41,960円 | 39,360円 | 51,300円 |

※満期住宅とは、「住宅性能保証制度の保証住宅」または「まもりすまい保険の保険付保住宅」です。

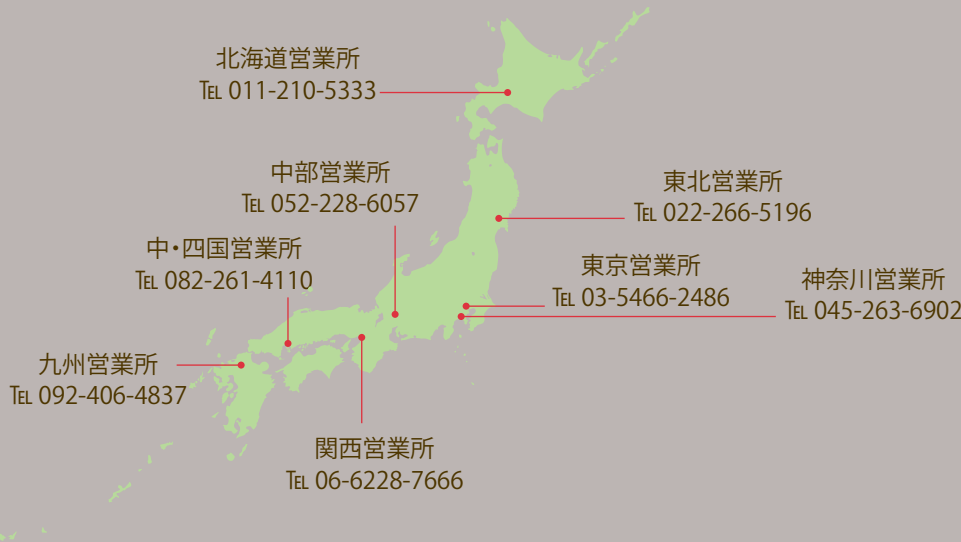


《包括契約について》

- まもりすまい延長保険のご利用にあたり、あらかじめ住宅保証機構と包括契約を締結することができます。
 - 料金は無料、保険期間は1年(自動更新)です。
 - 包括契約を締結することにより、複数の保険申込をまとめて通知・精算いただくことができます。
 - 一定の要件を満たす場合、保険申込前に実施した「10年目点検」または「15年目点検」の結果をもって、現況確認検査を書類審査とすることができます。
- ※ 包括契約を締結していない場合は、保険申込後に改めて点検を行っていただく必要があります。



お問合せは全国の営業所
または全国の保険申込窓口まで



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす

検索

<http://www.mamoris.jp>

保険申込窓口

まもりすまい延長保険（保証期間延長瑕疵保証責任保険） の認可取得について

住宅保証機構株式会社＜代表取締役社長 能登 義春（のと・よしはる）、東京都港区＞では、住宅瑕疵担保履行法に基づく保険として、「まもりすまい延長保険」（正式名称：保証期間延長瑕疵保証責任保険）について平成 27 年 3 月 30 日付で国土交通大臣より認可を取得し、平成 27 年 4 月 1 日より保険申込の受付を開始いたしました。

詳細につきましては、下記にてご確認ください。

■まもりすまい延長保険とは

これまで、新築住宅における 10 年間の瑕疵担保責任に対応する住宅瑕疵担保責任保険等の保険期間満了後に、引き続き住宅事業者様が当該住宅の瑕疵保証を行う場合に対応する保険のしくみはありませんでした。

一方、一部のハウスメーカー等では、一定のメンテナンス工事等を実施した上で、10 年間の瑕疵担保責任期間終了後も引き続き保証を行うことができる制度を独自に行っています。このような背景の中、住宅保証機構のまもりすまい保険や住宅性能保証制度を利用されている住宅事業者様から、自社の物件を長期にわたり保証するための保険について、ご要望を多数いただいております。

そこで住宅保証機構では、住宅品質確保法に基づく新築住宅の 10 年間の瑕疵担保責任期間を満了した後、現況を確認するための検査を行うとともに必要に応じてメンテナンス工事を行うこと等を条件として、住宅事業者様等が 10 年経過後の保証を行う際に対応することができる新たな住宅瑕疵保険「まもりすまい延長保険」を創設しました。

この保険をご活用いただくことで、住宅所有者様は住宅事業者様による点検・メンテナンス工事を以って一定の品質・性能を維持することができます。また、住宅事業者様もメンテナンス工事の受注促進につながる等、長期間の信頼関係を築くためのきっかけづくりにつながり、双方にとってメリットとなります。

この保険が普及されることにより、リフォーム市場の活性化、優良な住宅ストックの形成の一助となることを期待します。

【ポイント】

- ・ 新築住宅を建設・販売した住宅事業者様が 10 年の保証期間満了後、引き続き住宅所有者様に対し点検やメンテナンス工に基づく瑕疵保証を行う際に、保険の利用が可能になります。
- ・ 住宅事業者様が新築住宅の引渡しから 10 年経過までに点検を行った結果、必要なメンテナンス工事を実施する場合の保険期間は 10 年間（10 年延長プラン）です。また、メンテナンス工事を必要としない場合の保険期間は 5 年間（5 年延長プラン 1 回目）とし、新築住宅の引渡しから 15 年経過までにメンテナンス工事が実施されると、さらに 5 年間、保険期間の延長（5 年延長プラン 2 回目）が可能です。
- ・ 保険の対象は、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分（基本構造部分）です。なお、基本構造部分以外のリフォーム工事を併せて実施される際は、そのリフォーム工事箇所に保険を付保する特約もご用意しています。
- ・ 住宅保証機構では、保険の引受に際し、現況を確認するための現場検査及びメンテナンス工実施後の現場検査を実施します。
- ・ この保険は、住宅事業者様が保険契約者となります。
- ・ この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵保険です。

【保険の概要】

1. 保険対象住宅

住宅品確法施行（平成12年4月1日）以降に引き渡された以下の住宅

- (1) 一戸建住宅
- (2) 小規模共同住宅等（延床面積500㎡未満かつ3階以下。併用住宅含む。）

2. 保険契約者・被保険者

まもりすまい保険（住宅瑕疵担保責任保険）の届出事業者である住宅事業者

3. 保険内容等

(1) 保険金を支払う場合

- ① 構造耐力上主要な部分が耐力性能を満たさない場合
- ② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合

また、特約の付帯により、以下についても保険金の支払い対象とすることが可能です。

- ・ 給排水設備、電気設備またはガス配管設備の機能が失われる場合
- ・ 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合
- ・ 構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分以外のリフォームを行った部分が、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合

(2) 支払限度額等

- ① 支払限度額
1住宅あたり 500万円、1,000万円、2,000万円から選択
- ② 免責金額
10万円
- ③ 縮小てん補割合
80%（被保険者倒産時は100%）
- ④ 支払対象となる費用
 - ・ 補修費用
 - ・ 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用
 - ・ 仮住居、移転費用

(3) 申込プラン・保険期間等

| 申込プラン | メンテナンス 工事時期 | 保険 期間 | 保険期間イメージ |
|------------------|--------------------|----------|----------|
| 10年延長プラン | 新築後 10年経過 まで | 10年間 | |
| 5年延長プラン 【1回目】 | 新築後 | 5年間 | |
| 5年延長プラン 【2回目】 | 10年から 15年まで | 5年間 | |

4. 現場検査

保険申込住宅については、住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険現場検査基準」に基づき、現況を確認する検査(現況確認検査^(※1))を実施します。また、メンテナンス工事を実施される場合については、住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険設計施工基準」に基づき、メンテナンス工事完了時等に検査(メンテナンス工事完了時検査)^(※2)を実施します。

- (※1) (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会に登録された既存住宅現況検査技術者等が10年目点検又は15年目点検を実施する場合は、住宅保証機構が行う現況確認検査を書類審査とすることができます。
- (※2) メンテナンス工事箇所に構造耐力上主要な部分の新設、撤去がある場合、施工中検査を追加して実施します。

以上